

山形県飯豊少年自然の家

野外活動に際しての当面のリスク（クマ・熱中症・林野火災） に対する方針について【重要】

令和 8 年 6 月 飯豊少年自然の家

1 クマに対する方針について

【現 状】

○全国的にクマの目撃情報、クマによる人身被害等が報道されています。本所においては敷地内 2 か所にカメラを設置し、常時監視を続けていますが、令和 8 年 6 月現在、クマの映り込みはありません。また、敷地内を見回った結果、クマのものと思われる痕跡は発見されていません。

【所の対応と利用団体をお願いしたいこと】

所の対応	利用団体をお願いしたいこと
<input type="checkbox"/> 監視カメラの設置・定期的なパトロール <input type="checkbox"/> 花火・ホイッスル・ドローン等による追い払い <input type="checkbox"/> 藪等の刈り払い・忌避剤の使用 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ（3 台）、熊鈴の貸し出し <input type="checkbox"/> 利用団体への注意喚起（であいのつどい・活用セミナー・HP 等で随時） ※敷地内でクマが目撃、または痕跡が発見された場合には、活動範囲を本館周辺に限定させていただく可能性があります。	<input type="checkbox"/> 熊鈴・ラジオ・ホイッスル等の携帯（貸出可） <input type="checkbox"/> 食べ残し、野菜くず、お菓子の包装紙などを野外に放置しない <input type="checkbox"/> ハイキング時の指導（所からも指導を行います） <ul style="list-style-type: none"> ・グループでまとまって行動する（一人は×） ・ハイキングコース（道）を外れない ・元気に声を出して！（あいさつ・歌） ・万が一、出会ってしまったら 目をそらさずゆっくりと後ずさりして、十分に距離をとる ⇒ すぐに近くの指導者に伝える ※ハイキングの実施にあたっては各班に指導者が付き安全を確保しながら一緒に回る方法なども検討ください。

2 熱中症に対する方針について

【現 状】

○山形地方气象台などによると、県内では近年、夏季（6 月～8 月）の平均気温が 30 度を超え、熱中症による救急搬送者数も増加傾向にあります。今夏も平年以上の暑さが見込まれており、本所においても活動中の熱中症発現のリスクが非常に高まっていると言えます。

【所の対応と利用団体をお願いしたいこと】

所の対応	利用団体をお願いしたいこと
<input type="checkbox"/> 冷房・冷却・避暑設備の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・研修室、保健室に冷房装置を設置 ・チャレンジ広場にスポット式冷風機を設置 ・宿泊部屋に扇風機を設置 ・身体冷却用の氷や氷嚢の貸出し ・飲料、氷保管用の冷蔵庫の貸出し（容量は大きくありません） <input type="checkbox"/> 利用団体への注意喚起（であいのつどい・活用セミナー・HP 等で随時） <input type="checkbox"/> 暑さ指数(WBGT)の測定と活動の提案 <ul style="list-style-type: none"> ・暑さ指数計の貸し出し ・暑さ指数計の設置（研修生入口、どろんこ広場入口） ※暑さ指数を受けての活動の可否については各団体に委ねますが、31(危険)を超えた場合については、野外活動の中止を推奨させていただきます。 ※暑さ指数 28 (嚴重警戒) 以上が予想され、かつ「くりのき炊飯場」での活動を計画している団体には本館周辺での野外炊飯をお勧めします。	団体代表者や引率者は、 <u>利用者の命を預かっているという自覚と責任をもって</u> 利用者の体調を把握し、裏面別表を参考に、活動及び活動に伴う指導をしてください。 <input type="checkbox"/> 気象状況（予報）の把握 <input type="checkbox"/> 暑さ指数に応じた活動の実施、水分補給の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・活動中の水分補給については特に十分な配慮をお願いいたします。各団体において水分補給の手段についてもご検討ください。 <input type="checkbox"/> 事前指導の実施、こまめな体調確認 <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良や疲労、寝不足は、熱中症の発現リスクを高めます。生活の仕方についての事前指導を確実にお願いいたします。（所からも指導を行います） ・過去 1 週間以内に発熱等の体調不良があった方や、当日に疲労がみられる方に対しては、1 段階上の区分の基準を個別に適用して指導を行ってください。 <input type="checkbox"/> 緊急搬送手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症が疑われる傷病者が発生した場合、各利用団体から救急搬送の要請をしてください。要請後すぐに所にもご連絡をお願いいたします。併せて利用団体では同伴用の緊急車両 1 台の準備をお願いいたします。 <p style="text-align: right;">裏面に続きます</p>

別 表

暑さ指数 (WBGT)による 基準域	注意すべき生活 活動の目安 ^{※1}	日常生活における 注意事項 ^{※1}	熱中症予防運動指針 ^{※2}
危険 31以上	すべての生活 活動でおこる 危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
嚴重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	嚴重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※1 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3.1」(2021)

※2 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)

3 林野火災に対する方針について

【現 状】

○ 3月から6月までの期間中、気象の状況が、林野火災の予防上注意を要する場合に「林野火災注意報」が、危険な気象状況になった場合に「林野火災警報」が市・町ごとに発令となります。「林野火災警報」が発令された場合は、区域内に在る者は下記の火災予防条例により「火の使用制限」の義務が課せられます。

【火災予防条例36条より】

- ・山林、原野等において「火入れ」をしないこと。
 - ・煙火（花火等）を消費しないこと。
 - ・屋外において「火遊び」や「たき火」をしないこと。
- ⇒「キャンプファイヤー」「野外炊飯」「木材の焼却」「花火」などが該当するものと考えられます。

【所の対応と利用団体をお願いしたいこと】

所の対応	利用団体をお願いしたいこと
<p>「林野火災注意報」が発令された場合 ⇒火の使用制限の「努力義務」が課せられます。</p> <p><input type="checkbox"/>各団体への情報提供、注意喚起 <input type="checkbox"/>火気に関する見回りの強化</p>	<p>・強風などの要件が加わらない限り、原則として活動に対する制限は行いませんが、火の取り扱い、後始末には十分に留意をお願いいたします。</p>
<p>「林野火災警報」が発令された場合 ⇒火の使用制限の「義務」が課せられます。</p> <p><input type="checkbox"/>火気使用に関する制限の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンプファイヤーの中止 ・野外炊飯の場所の変更（本館周辺で実施） ・花火使用（追い払い）、木材等焼却の停止 	<p>・所の提案する代替プログラムを、安全に留意しながら実施していただきます。</p>